

ハイライト:

- ・退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の見直しがありました
- ・厚生年金保険料率がアップします

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の決定方法の見直しについて	1
厚生年金保険料の変更	2

朝晩と少しづつ涼しくなり、ようやく秋の気配を感じられるようになりました。まだ日中は残暑が厳しいので、みなさま体調管理にお気を付けてお過ごし下さい。

第43号では、平成22年9月1日に施行された退職後継続再雇用者の標準報酬月額の見直しと平成22年9月分より変更となる厚生年金保険料について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)

退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の決定方法の見直しについて (^_^)v

高齢者の継続雇用をさらに支援していくため、年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後継続再雇用(注1)された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額(注2)に決定されるようになりました。(平成22年9月1日施行)

従来、厚生年金保険の加入者が退職後継続再雇用され、これに伴い給与が著しく減額した場合でも、引き続き厚生年金保険に加入しているため、原則として、給与減額後4ヶ月目に標準報酬月額の随時改定(注3)が行われていました。ただし、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が定年により継続再雇用された場合に限って、4ヶ月目まで待つことなく、再雇用された月から再雇用後の給与に応じて標準報酬月額が決定されていました。この9月1日より、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方で退職後継続再雇用される全てのケースに拡大されることになりました。

定年制のある会社	定年制のない会社
【これまでの対象の方】 定年退職し、 継続再雇用となる場合	定年制のない会社で退職後、 継続再雇用となる場合
定年に達する前に退職し、 継続再雇用となる場合	

(注1): 継続再雇用

1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

(注2): 標準報酬月額

被保険者が事業主から受ける報酬を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した額です。

(注3): 随時改定

標準報酬月額変更届に基づく改定です。

↑ ↑
【新たに対象となる方】

【これまでの定年退職以外の方の取扱い】

標準報酬月額が再雇用後4ヶ月目に変更されました。ただし、定年退職に限って、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に速やかに変更されました。

標準報酬月額 50万円	標準報酬月額 50万円 給与 20万円	標準報酬月額 50万円 給与 20万円	標準報酬月額 50万円 給与 20万円	標準報酬月額 20万円
3月31日 退職	4月1日 再雇用	5月	6月	7月 随時改定

【平成22年9月1日より実施】

標準報酬月額が再雇用後の最初の月から変わります。これにより会社及び従業員本人、両方の保険料負担が減ることになります。

標準報酬月額 50万円	標準報酬月額 20万円	標準報酬月額 20万円	標準報酬月額 20万円	標準報酬月額 20万円
3月31日 退職	4月1日 喪失届 取得届	5月	6月	7月

【事例】

3月31日に定年に達する前に退職した年金受給権者が、同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合

この取り扱いについては、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取り扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象になります。

【ご注意ください！】

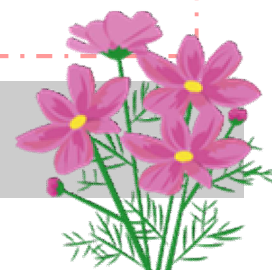
上記適用を受けるためには、

被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出する必要があります。

被保険者資格取得届には、新たな契約を結んだことを明らかにできる書類(退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)を添付する必要があります。

健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに給付額の計算を行いますので、ご注意ください。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



厚生年金保険料の変更 (T_T)

平成22年9月分(10月納付分)から厚生年金の保険料率が改定されます。今回は一般被保険者の方の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が、現行15.704%【16.058%】へと上がります。平成22年10月支給の給料から控除する保険料より変更が必要になりますので、ご注意ください。平成29年9月まで毎年改定され、平成29年9月から一般被保険者18.3%で固定されます。

なお、協会けんぽの健康保険料率については、変更はありません。

厚生年金保険料率	改定前	改定後
	15.704 % (従業員:7.852 %) (事業主:7.852 %)	16.058 % (従業員:8.029 %) (事業主:8.029 %)

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-15-1121
 電話 03 - 3746 - 1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル
 電話 048 - 816 - 6180
 Fax 048 - 834 - 1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp